

佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業実施要領

〔平成 8 年 4 月 1 日付け水第 28 号、水産局長通知〕

〔平成 20 年 4 月 3 日付け水第 010023 号、生産振興部長通知〕

〔平成 30 年 12 月 5 日付け水第 2369 号、農林水産部長通知〕

〔令和 5 年 2 月 7 日付け水第 4235 号、農林水産部長通知〕

第 1 趣旨

漁業・漁村を取り巻く環境の変化に対応し、沿岸漁業を活性化するためには生産基盤の整備や漁業近代化施設の整備、漁村の環境条件の改善のために必要な施設の整備を行う必要がある。

このため、沿岸漁業の振興を図ることを目的として、小型魚礁設置事業、小規模漁場改良事業、漁業近代化小規模施設等の整備を推進していくものとする。

なお、事業実施に当たっては「佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 2 事業の内容等

この事業の実施主体、事業種目、事業の内容等は別表のとおりとする。

第 3 事業の実施

この事業は、知事が定める日までに事業実施主体が別記様式に基づく事業実施計画を作成し、市町長（事業実施主体が所在する市町長）を経由して（漁連が事業実施主体の場合は直接）知事に提出し、その承認を受けて実施するものとする。

第 4 助成措置

県は、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、事業実施に要する経費について助成するものとする。

第 5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については農林水産部長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成 8 年度から適用する。

附則

この要領は、平成 20 年度から適用する。

附則

この要領は、平成 30 年度から適用する。

附則

この要領は、令和4年度から適用する。

別表

この事業は、国庫補助の対象とならない事業を対象とする。

事業主体	事業種目	事業の内容	備考
・市町 ・漁業協同組合連合会 ・漁業協同組合	小型魚礁設置事業	小型魚礁設置に要する経費 ・陶器製の小型魚礁設置 ・その他の小型魚礁設置	
	小規模漁場改良事業	漁場改良事業に要する経費 ・アサリ等貝類漁場の改良 ・クルマエビ等養殖場の漁場改良 ・海底の堆積物除去 ・漁場周辺海岸線の流木除去 ・魚類養殖漁場の改良	
	漁業近代化小規模施設整備事業	漁業近代化施設整備に要する経費 ・荷揚げ施設 ・漁船上架施設 ・養殖施設 ・倉庫 ・蓄養施設 ・共同加工処理施設 ・燃油等補給施設 ・海苔漁場区画標識 ・多目的施設 ・海苔検査場設備整備 ・種苗生産施設 ・荷捌き施設 ・鮮度保持施設 ・漁場管理施設 ・その他の漁業近代化に資する施設	
	ノリ養殖業環境改善対策事業	ノリ養殖業の環境改善対策に要する経費 ・ノリ支柱竹、ノリ網等保管場整備 ・製造場造成 ・団地化のための取付道路 ・ 〃 共同排水溝 ・ 〃 周辺等整備	

様式

佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業計画書

(○年度○○○○事業)

市町等名

(1) 事業の総括

事業種目名		
事業主体名		
現況及び目的	現況	
	事業の目的及び施設の設置を必要とする理由	
	地域内漁家数	
	受益漁家数	
	事業主体が漁協等の場合は、事業実施経費賦課等に関し総会等を開催した日時及び議決の内容	
事業の概要	施設設置場所	
	施設の規模及び構造	
	事業費	
事業の効果		
管理運営計画	施設の運用計画	
	施設の管理規定	

(2) 添付書類

計画の説明ができる次の資料を添付すること。

- ◎ 施行予定現場の状況を示す地図
- ◎ 概略設計書
- ◎ 施設等の規模及び構造を示す図面等
- ◎ 事業実施について開催した総会等の議事録抄本
- ◎ その他